

## 【民暴福島大会】

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、太平洋三陸沖を震源として発生したマグニチュード 9.0 の地震は、東北地方太平洋沿岸に津波による大きな被害を引き起こしました。地震発生から約一時間後、遡上高約 15 m の津波に襲われた東京電力福島第一原子力発電所は、全電源を喪失。全ての非常用冷却設備が動作しなくなった 1～3 号炉で炉心溶融が発生し、その結果、大量の放射性物質の放出を伴う重大な原子力事故に発展しました。特に福島県は、地震と原発事故の双方で深刻な被害を受けることとなりました。あの東北地震から 6 年が経ちました。未だ完全に元に戻っているとは言えませんが、人々の復興への努力によって、日常を取り戻すことができている人が着実に増えています。



稲垣 賢一 弁護士

災害からの復興に多額の公的資金がつけ込まれることは、皆様ご存じのとおりです。いわゆる集中復興期間 5 年間に約 2.5 兆円を超える予算が組まれ、災害復旧・復興の公共事業、除染、施設等の復旧及び災害廃棄物処理等にあてられました。今後も、原発事故の被害地域においては長期の復興事業が行われます。

これまで暴力団は、経済情勢の変化に対応して多種多様な手口を利用して資金獲得を行ってきました。この暴力団が、巨額の資金の動く復興事業に着目するのは必然でした。

震災から 5 年 8 か月を経過した平成 28 年 1 月 11 日、福島県で第 85 回民事介入暴力対策福島大会が開催されました。テーマは「復興暴排～復旧・復興事業からの暴力団排除」です。災害の発生から復旧・復興事業が行われる中で、どのように暴力団を排除する取り組みが行われたのか報告がありました。また、今後災害が発生した際に必要となる復旧・復興事業からの暴力団排除のあり方について提言がなされました。

復興の場面では、短期間に大量の事業が行われるため、平時から事業を行っていた地元事業者だけでは遂行できません。必然的に、他所からの事業者が参入するため、反社会的組織の入り込む余地も大きくなってしまいます。そのため、復興暴排への取り組みについて尋ねるアンケート結果の中には、地元事業者が新規事業者と取引を行う際に、相手方事業者が反社でないかどうか確認することが困難だったとする意見が載っていました。自社だけでは、取引相手の情報を得られる機会は限られてしまいます。そこで、反社に関する情報交換の場が必要だということがいえます。

そこで、暴排協議会の役割がクローズアップされました。暴排協議会とは、暴力団対策のひとつで、業界及び団体関係者、自治体、警察、各都道府県の暴追センターや弁護

士会などを構成員とした、暴力団の情報を共有するなどして暴排に取り組む協議会をいいます。被災地域では、もともと事業者別又は地域毎の暴力団排除組織があるのみでしたが、がれき処理業務等のため新規に参入する事業者が増加して、復興事業全般について関係機関や事業者が連携を強化する必要が出てきました。そのため、復旧・復興事業からの暴力団排除を目的として、暴排協議会が設立されました。構成員が集まる機会を設けることにより、情報の共有が容易になるだけでなく、震災で企業や自治体が混乱している最中であっても構成員が結束し、暴排意識を高めることができたという点で、暴排協議会が果たした役割は大きかったとのこと。暴排協議会は目に見える形で暴力団排除の効果をもたらすものではありませんが、情報交換の場が存在することが、いざという時の備えになるといえるでしょう。

民暴事件では、暴力団組織が民間の経済活動に入り込んで不法な活動資金を獲得することが問題となるのが一般的ですが、復興暴排では、行政機関も暴力団組織のターゲットとなります。そのため、行政活動からの暴排のため、建築業法の改正や条例制定といった立法論にも踏み込んだ議論が行われました。

東日本大震災の発生から時がたつにつれ、震災発生当初は多かった民暴事件の数も落ち着きを見せてきたようです。しかし、災害は今後もどこかで起こります。その時のために復興暴排に必要なノウハウを蓄積していく必要があります。内陸にある埼玉県であっても、災害とは無縁ではありません。今後必ず起こりうる災害への備えを、暴排の面でも行っていくことが大切です。

**寄稿者**

埼玉県さいたま市大宮区宮町3-11-3 栗原ビル4階

稲垣法律事務所 ☎ 048-788-1486 FAX 048-788-1487

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

稲垣 賢一 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.98」から編集したものです。